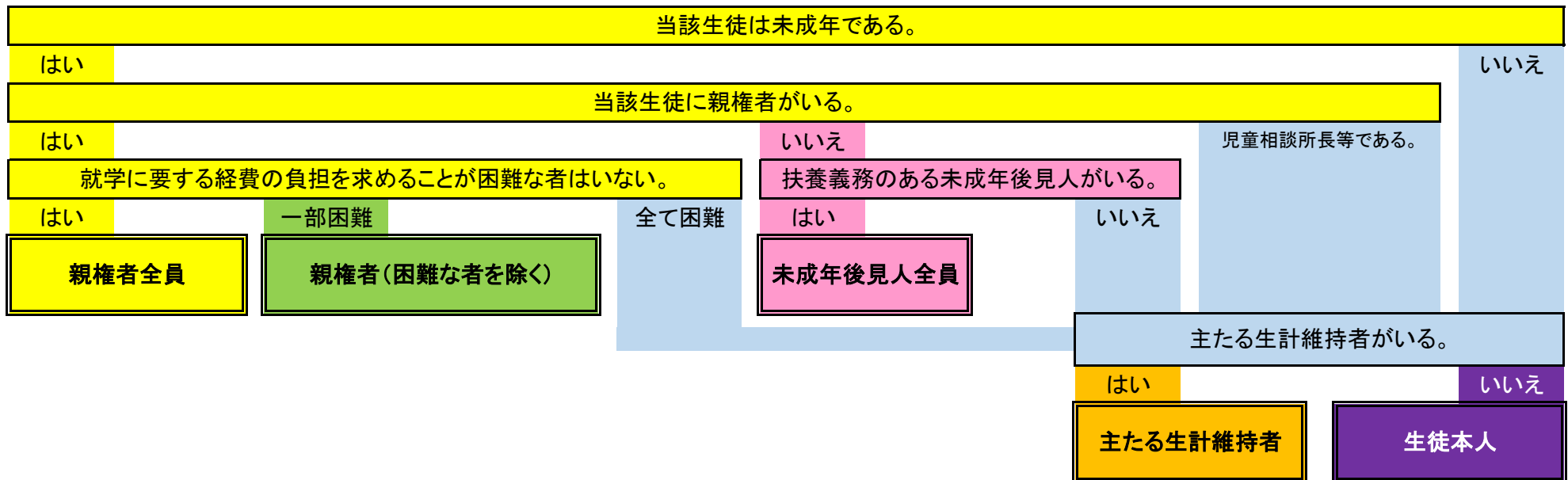


保護者等(申請者)フローチャート



「親権者」について

- ・再婚相手の子については、養子縁組をしない限り親権はありません。
- ・就学に要する経費の負担を求めることが困難でない親権者がいる場合、監護権や実際の扶養の有無は問いません。
- ※非課税世帯の第1子・第2子単価の認定は、実際の扶養状況が関係します。
- ・「就学に要する経費の負担が困難」な理由としては、DV・児童虐待・育児放棄等があります。

「未成年後見人」について

- ・複数人が選任されている場合、すべての者の課税状況の確認が必要です。
- ・財産管理のみを行う未成年後見人、法人である未成年後見人は対象ではありません。
- ・当該生徒の未成年後見人であることを証明する書類の提出を求めることがあります。

「主たる生計維持者」について

- ・世帯主ではなく、当該生徒を扶養する者を意味します。
- ・当該生徒を扶養していることを証明する書類の提出を求めることがあります。